

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
※岐阜市が所管する事業所を除く。

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う体制届の提出について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により新設された介護給付費等（加算を含む。以下同じ。）を算定する場合及び、既存の介護給付費等の算定を見直す場合等にあつては、下記のとおり体制等に関する届出書を提出願います。

記

1 提出期限

令和6年4月19日（金）（消印有効）

※ 通常、障害福祉サービス等報酬に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、加算を算定する前月の15日までに届出が必要ですが、国の報酬告示時期を踏まえ、4月1日適用分について、今回新設又は変更される加算等を含め、上記期限までに提出があったものに限り、4月1日に遡り適用します。

あわせて、「3 基本報酬が見直しされるサービス」については、令和6年度の基本報酬の算定に必要なため、必ず届出を行ってください。

本通知では全ての変更内容を掲載できませんので、各事業所等においては、必ず厚生労働省のホームページ等で算定要件等を確認のうえ、届出願います。

2 令和6年度報酬改定に係る質問について

ご質問につきましては、質問・回答の正確を期するため、以下の電子申請フォームよりご質問いただきますようお願いいたします（電話でのご質問はお控えください）。

【岐阜圏域】

<https://logoform.jp/form/T8mB/552083>

【岐阜圏域以外】

<https://logoform.jp/form/T8mB/550917>

3 基本報酬が見直しされるサービスについて

次のサービスについては、報酬改定により基本報酬が見直されます。

該当する以下のサービスの指定を受けている事業所（全事業所）においては、令和6年度の

基本報酬の算定に必要なため、必ず届出を行ってください。

なお、見直し内容等については「別紙1」を参照してください。

- ① 生活介護（定員区分、人員配置区分の変更）
- ② 施設入所支援（定員区分の変更）
- ③ 就労継続支援 A 型（スコア項目の見直し）
- ④ 就労継続支援 B 型（平均工賃月額の見直し、人員配置区分の追加）
- ⑤ 共同生活援助（人員配置区分の見直し）

4 新設又は要件が見直しされる加算について

次の加算については、報酬改定により新設又は要件等が見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、4月から新たに当該加算を算定される事業所は、上記期限までに必要書類を送付してください。

なお、新設・見直しされる各加算の概要、要件等については、「別紙1」及び厚生労働省通知等を確認いただき、改正される内容を十分理解のうえ、要件を満たしていることを確認したうえで、加算等に関する体制届を提出してください。

また、令和5年度に★印の加算を算定されている事業所（下線部）については、令和6年度に継続して算定する場合は、見直しによる届出が必須です。

障害者総合支援法関係

- ・ 特定事業所加算【★見直し】（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
- ・ 福祉専門職員配置等加算【★見直し】（生活介護）
- ・ 食事提供体制加算【★見直し】（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）
- ・ 常勤看護職員等配置加算【★見直し】（生活介護）
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算【★見直し・区分追加】（生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）
- ・ 重度障害者支援体制加算【区分追加】（生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助）
- ・ 入浴支援加算【新設】（生活介護）
- ・ 栄養改善加算【新設】（生活介護）
- ・ 高次脳機能障害者支援体制加算【新設】（生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）
- ・ 目標工賃達成指導員配置加算【★見直し】（就労継続支援 B 型）
- ・ 目標工賃達成加算【新設】（就労継続支援 B 型）
- ・ 人員配置体制加算【新設】（共同生活援助）
- ・ 夜間看護体制加算【★見直し】（施設入所支援）
- ・ 地域移行支援体制加算【新設】（施設入所支援）

- ・障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】（施設入所支援、共同生活援助）
- ・自立生活支援加算【新設】（共同生活援助）
- ・人員配置体制加算【新設】（共同生活援助）
- ・ピアサポート実施加算【新設】（共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く））
- ・地域生活支援拠点等機能強化加算【新規】（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

児童福祉法関係

- ・中核的機能強化加算【新設】（児童発達支援センター）
- ・中核的機能強化事業所加算【新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・強度行動障害児支援加算【★見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・児童指導員等加配加算【★見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・専門的支援加算【★見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・入浴支援加算【新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・送迎加算【区分追加】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・共生型サービス医療的ケア児加算【新規】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・人工内耳装用児支援加算【★見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新規】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・延長支援加算【★見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・食事提供加算【★見直し】（児童発達支援センターのみ）
- ・個別サポート加算（Ⅰ）【★見直し】（放課後等デイサービス）
- ・訪問支援員特別加算【★見直し】（保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
- ・強度行動障害児支援加算【新設】（保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
- ・多職種連携支援加算【新設】（保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
- ・障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】（福祉型障害児入所施設）
- ・日中活動支援加算【見直し】（福祉型障害児入所施設）
- ・小規模グループケア加算【見直し】（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）
- ・要支援児童加算加算【新設】（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

5 福祉・介護職員等処遇改善加算等の届出について

福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定にあたっては、処遇改善加算等計画書とは別に、体制届出等の提出が必要です。また、旧3加算の算定に係る届出と新加算の算定に係る届出は、別々に提出する必要があります。

【体制届等の提出期限】

○旧3加算（4月・5月）：令和6年4月19日（金）まで

※前年度から区分に変更がない場合は届出不要です。

※令和6年度報酬改定に係る体制届出等とあわせて提出してください。

○新加算（6月以降分）：令和6年5月15日（水）まで

※令和6年6月15日までは区分変更可能

(参考)「令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について」

(令和6年3月29日付け障第1991号)

○岐阜県公式ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

6 地域区分（級地）の変更について

令和6年度からの地域区分（級地）の適用地域については、「別紙2」をご確認ください。

※岐南町、笠松町のみ変更があります。それ以外の市町村については変更ありません。

7 前年度の実績等により見直しが必要な加算等の届出について

前年度の実績が報酬・加算の算定要件とされているもの（下表）については、算定要件を満たしているか年度当初において必ず自己点検を行ってください。**自己点検を行った結果、変更（区分の変更、「算定なし」への切替等）がある場合は、上記期限までに必要書類を送付してください。ただし、3、4において届出を必要としているものを除き、加算区分に変更が無ければ、届出は不要です。**

<年度当初の点検が必要な報酬・加算等>

サービス名	報酬・加算名
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	1. 特定事業所加算
生活介護	1. 基本報酬（人員配置区分） 2. 人員配置体制加算 3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算
施設入所支援	1. 夜勤職員配置体制加算 2. 重度障害者支援加算（I） 3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 2. 就労移行支援体制加算
宿泊型自立訓練	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 2. 地域移行支援体制強化加算 3. 通勤者生活支援加算 4. 夜間支援等体制加算
就労移行支援	1. 基本報酬（就労定着率区分） 2. 移行準備支援体制加算 3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
就労継続支援A型	1. 基本報酬（人員配置区分、評価点区分） 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 重度者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算
就労継続支援B型	1. 基本報酬（人員配置区分、平均工賃月額区分（工賃月額に応じた報酬体系を選択した場合に限る）） 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 重度者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算

	5. 目標工賃達成指導員配置加算
就労定着支援	1. 基本報酬（就労定着率区分） 2. 就労定着実績体制加算
共同生活援助	1. 基本報酬（人員配置区分） 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 通勤者生活支援加算 4. 夜間支援等体制加算 5. 重度障害者支援加算
地域相談支援（地域移行支援）	1. 基本報酬（地域移行支援サービス費）
児童発達支援	1. 基本報酬（報酬算定区分） 2. 看護職員加配加算
放課後等デイサービス	1. 基本報酬（報酬算定区分） 2. 看護職員加配加算
福祉型障害児入所施設	1. 看護職員加配加算

8 その他留意事項

- (1) 職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合、必ず事前に届出を行ってください。届出することなく、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず、行政処分を行う可能性があります。加算の算定要件や人員配置区分を十分に確認願います。
- (2) 以下の減算の要件について、必ず確認を行い減算の要件に該当する場合は、体制届出等を提出してください。減算の要件に該当していることを認識していながら、減算の手続きを行わず、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず行政処分を行う可能性があります。

障害者総合支援法関係

- ・大規模住居等減算（生活介護、共同生活援助）
- ・利用定員超過による減算（通所系）
- ・職員欠如による減算（全サービス（訪問系及び相談系を除く））
- ・サービス管理責任者欠如減算（通所系、共同生活援助）
- ・虐待防止措置未実施減算（全サービス）
- ・身体拘束廃止未実施減算（全サービス（自立生活援助及び相談系を除く））
- ・情報公表未報告減算（全サービス）
- ・業務継続計画未策定減算（全サービス（訪問系、自立生活援助及び相談系を除く））

児童福祉法関係

- ・利用定員超過による減算（障害児通所、障害児入所支援）
- ・職員欠如による減算（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・開所時間減算（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・自己評価結果等未公表減算（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ・児童発達支援管理責任者欠如減算（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ・虐待防止措置未実施減算（全サービス）
- ・身体拘束廃止未実施減算（全サービス（相談系を除く））
- ・情報公表未報告減算（全サービス）
- ・業務継続計画未策定減算（全サービス（保育所等訪問、相談系を除く））

(3) 「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は、毎年度、届出が必要となりますので、該当事業所は令和6年4月19日（金）までに提出してください。

9 提出先

【岐阜圏域】

岐阜県 健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課

(住所：500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟4階)

※岐阜市(指定障害児入所施設のみ)、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡(岐南町、笠松町)、本巣郡(北方町)に所在する事業所・施設

【岐阜圏域以外】 岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

(住所：500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 12階)

※岐阜市が所管する事業所等については、岐阜市に提出ください。

10 提出様式、関係通知等（様式等は岐阜県公式ホームページに掲載しています。）

○岐阜県公式ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359321.html>

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について)

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html

(障害者総合支援法関係・様式等)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>

(児童福祉法関係・様式等)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/358458.html>

(厚生労働省通知等)

○厚生労働省公式ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について)

○こども家庭庁公式ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について)

令和6年度報酬改定
専用ページです。
様式等はこちらから
ダウンロード願
います。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	佐藤・高田・ 島田・澤本
電 話	058-272-8302 (直通)		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		
所 属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係 長	永 田	担 当	秋 山
電 話	058-272-8287 (直通)		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		